

厚木市個人情報保護条例等の改正について

厚木市 総務部 行政総務課

I 条例改正の背景

昨年、国は、新たにデジタル庁を創設し、国や地方のデジタル業務改革を強力に推進する方針を打ち出しました。これに伴い、情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、官民や地域の枠を超えたデータの利活用の活発化に対応するため、支障となり得る法制上の不均衡・不整合を是正する必要が生じました。

そのため、デジタル社会の形成を目指し、必要な施策を迅速かつ重点的に推進し、我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与することを目的として、昨年、デジタル社会形成基本法が制定され、あわせて、デジタル社会形成に向けて必要な規律を整備するため、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）等の関係法律が改正されました。

これまで、地方公共団体における個人情報保護制度の運用については、直接適用される法律がありませんでしたので、地方公共団体がそれぞれの条例で制度運用のルールを定めていましたが、令和5年4月1日から、改正後の個人情報の保護に関する法律が国の行政機関、独立行政法人等、民間、そして、地方公共団体もその対象とした個人情報保護制度の全国共通ルールとなり、本市も同法に基づき制度の運用をしていくことになります。そのため、地方公共団体が個人情報保護制度の運用について条例で定めることができる内容は、法律から委任された事項や、条例での規定が許容される事項に限定されます。

こうしたことから、本市の個人情報保護制度の運用状況を踏まえながら、改正後の個人情報の保護に関する法律により制度を運用するため、現行の厚木市個人情報保護条例と関係する条例等を改正するものです。

なお、改正部分が多いため、議会へ提案する際には、現行の条例は廃止し、新たな条例を制定する廃止制定の手法をとる予定です。

以下のページにおいて、改正後の厚木市個人情報保護条例の骨子（□で囲んだ部分）とその考え方を記載しています。

パブリックコメントの対象となるのは、骨子部分となります。

II 厚木市個人情報保護条例骨子

1 条例の題名

厚木市個人情報保護条例

【市の考え方】

厚木市では、法律に先んじて個人情報保護条例を制定し、個人情報の保護に努めてきました。

今回の法改正により、改正後の個人情報の保護に関する法律（以下、市の考え方において「改正法」といいます。）により、個人情報保護制度を運用していくことになるため、改正法から委任された事項等のみを規定する法施行条例とすることも考えられますが、本市として市民の皆様からお預かりしている個人情報を適正に管理していくために、改正法から委任された事項だけでなく、改正法に抵触しない範囲で、本市独自の定めを規定することとしますので、改正後の条例の題名は、厚木市個人情報保護条例とします。

2 条例の目的

個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めることや本市の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、市民の基本的人権を擁護することを目的として規定します。

【市の考え方】

この条例を定める目的を規定します。

改正法の施行に関し地方公共団体が条例で定めなければならないとされている事項がありますので、この条例では、改正法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、本市として個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることとします。

改正法の趣旨及び規定に抵触しない範囲において、現行の厚木市個人情報保護条例（以下、市の考え方において「現行条例」といいます。）と同様の個人情報の適正な取扱いについて規定することで、個人の権利利益の保護を図り、市民の基本的人権を擁護することをこの条例の目的として規定します。

なお、現行条例では保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることを目的として規定していましたが、改正法では、保有個人情報の開示請求権、訂正請求権及び利用停止請求権について、何人も自己を本人として請求できる権利が規定されていますので、この条例には規定しないこととします。

3 用語の定義

(1) この条例における用語の意義は、(2)に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律と個人情報の保護に関する法律施行令で使用する用語の例によることとします。

(2) 次に掲げる用語の意義を定めます。

ア 実施機関 市長、病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長

イ 個人情報取扱事務 個人情報ファイル（(ア)から(エ)までの個人情報ファイルは除きます。）を取り扱う事務

(ア) 国家公務員と独立行政法人等の役員・職員、地方公務員と地方独立行政法人等の役員・職員に関するもので専らその職務の遂行に関する事項を記録するもの（実施機関が定めるものに限り。）

(イ) 市の職員又は市の職員であった者に関する個人情報ファイルであって、人事、給与、福利厚生等に関する事項を記録するもの

(ウ) 一時的に使用される個人情報ファイルであって、記録された事項を短期間で消去し、又は廃棄するもの

(エ) 物品や金銭の送付、業務上必要な連絡に利用するため、送付や連絡の相手方の氏名、住所、必要な事項を記録するもの

【市の考え方】

この条例で使用する用語については、改正法と同法施行令で使用する用語のほかに、この条例で使う用語の意義を定めます。

3(2)アについて

改正法第2条第11項第2号では、「行政機関等」として「地方公共団体の機関」を位置付けて、地方公共団体の機関には、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員等の執行機関のほか、公営企業管理者（病院事業管理者を含む。）及び消防長がそれぞれ該当するとされています。

この条例では、本市において個人情報取扱事務を行う機関を「実施機関」として定めることとします。現行条例では、公の施設の管理を行う指定管理者も実施機関としていますが、改正法では個人情報取扱事業者となります。

また、現行条例では、議会も実施機関としていますが、国会や裁判所が改正法による個人情報の取扱いに係る規律の対象外となっていることとの整合を図るため、基本的に議会は地方公共団体の機関から除外され、行政機関等の個人情報の取扱いに係る義務等に関する規律の適用対象とされていません。そのため、この条例では実施機関とはしないこととします。

市議会の個人情報保護に必要な事項については、市議会が独自に例規を整備する予定です。

3(2)イについて

改正法では、対象者数1,000人以上の個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿の作成及び公表が義務付けられましたが、個人情報取扱事務登録簿の作成及び公表は、任意とされました。

現行条例では、個人情報取扱事務登録簿と個人情報ファイル登録簿を作成し、公表することとしています。個人情報取扱事務登録簿については、本市が保有する個人情報に市民の皆様がアクセスしやすくするためのツールであることから、作成・公表についてこの条例に規定するため、現行条例と同様の定義を定めます。

なお、個人情報ファイルについては、改正法で定義されていますので、この条例に改めて定義は規定しないこととします。

4 個人情報保護制度の運用に関する責務規定

(1) 実施機関の責務

実施機関は、この条例の目的を達成するため、職員に対する研修や個人情報の適正な取扱い必要な措置を講ずるほか、個人情報の重要性についての市民の意識啓発などの施策を通じて個人情報の保護に努めなければならないことを規定します。

(2) 事業者の責務

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の基本的人権の侵害の防止に必要な措置を講ずるほか、個人情報の保護に関する市の施策に協力するよう努めることを規定します。

(3) 市民の責務

市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報をみだりに取り扱わないよう努めるとともに、自己の個人情報を適正に管理し、個人情報の保護に関する市の施策に協力するよう努めることを規定します。

【市の考え方】

4 (1)について

改正法では、地方公共団体の責務について、法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有することとしています。

また、地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。

改正法の趣旨が本市の個人情報保護制度の運用に反映されるよう実施機関の責務を規定します。

4 (2)について

改正法では、事業者についての責務に関数する規定はありませんが、個人情報取扱事業者には、不正な利用の禁止、適正な取得、開示等の請求、安全管理措置等、様々な義務が課せられています。

この条例においても、個人情報を取り扱う事業者が個人情報の保護の重要性を認識し事業活動をしていただくため、現行条例と同様の責務を規定します。

4(3) について

改正法は、個人情報を保有・管理している者に対する規律であることから、国民や市民に関する規定はありません。

地方公共団体が個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、実施していくには、市民の皆様にも個人情報の保護の重要性を認識し、行動していただくことが重要です。

実施機関による意識啓発を通じて、市民の皆様が個人情報の重要性に対する理解を深め、個人情報を適切に取り扱っていただくため、現行条例と同様の責務を規定します。

5 個人情報取扱事務の登録

- (1) 実施機関は、個人情報を取り扱う事務について、アからカまでの事項を記載した帳簿（個人情報取扱事務登録簿）を備え付けることを規定します。
 - ア 個人情報取扱事務の名称及び目的
 - イ 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
 - ウ 個人情報取扱事務を開始する年月日
 - エ 個人情報取扱事務の根拠法令等
 - オ 個人情報取扱事務で取り扱う個人情報ファイルの名称
 - カ アからオまでのほか、実施機関が定める事項
- (2) 実施機関は、個人情報取扱事務を開始する場合、あらかじめ、その個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録することとし、登録した事項を変更する場合も、同様とすることを規定します。
- (3) 実施機関は、個人情報取扱事務の登録をしたときは、登録した事項を厚木市個人情報保護審査会に報告することを規定します。
- (4) 実施機関は、登録した個人情報取扱事務を廃止したとき又は個人情報ファイルの保有をやめたときは、個人情報取扱事務登録簿から登録を抹消し、その旨を厚木市個人情報保護審査会に報告することを規定します。
- (5) 個人情報取扱事務登録簿を公表することについて規定します。

【市の考え方】

改正法では、個人情報ファイル簿に登録する対象が1,000人以上の個人情報ファイルとされましたが、市では、個人情報ファイル簿の対象とならない1,000人未満の個人情報ファイルを利用する事務も行っています。

市民の皆様が自己の情報を市がどのような事務で取り扱っているかを容易に知り得る状態にしておくことは、個人情報保護制度を適正に運用する上で必要なことであり、市民の皆様が自己の情報にアクセスしやすくするため、現行条例と同様に1,000人未満の個人情報ファイルを取り扱う個人情報取扱事務について、個人情報取扱事務登録簿を作成し、公表することとします。

6 開示請求に係る手数料等

- (1) 保有個人情報の開示の手續に要する手数料の額は、無料とします。
- (2) 開示請求に係る保有個人情報の写し等の交付に要する費用は、開示請求者の負担とします。

【市の考え方】

改正法では、地方公共団体の機関に対して個人情報の開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内で手数料を納めなければならないと規定されています。

現行条例では、開示の手續に要する費用は無料としており、資料の写しを交付する場合の実費（複写代金等）を負担していただいています。

本市では、個々の個人情報の開示に係る市の負担が一定ではないこと、請求者が必要とする個人情報の内容・量によっては手数料額に不公平感が生じかねないことなどから、現行の運用を踏襲し、改正条例においても開示請求に係る手数料は無料とし、資料の写しの交付に係る実費を負担していただくこととします。

7 開示決定等の期限

- (1) 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならないことを規定します。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しないことを規定します。
- (2) 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示決定等の期間を30日以内に限り延長することができることを規定します。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならないことを規定します。

【市の考え方】

現行条例では、開示請求があった日から起算して開示決定までの期間は15日とし、事務処理上、保有個人情報の特定が困難な場合などは45日延長できるとしています。

改正法では、保有個人情報の開示の請求があった日から決定までの期間を30日、期限の延長を30日とし、条例で定めるところにより期間を短縮することはできませんが、延ばすことはできないこととされています。

また、期間計算の方法については、民法第140条の規定に基づき、「開示請求があった日」の翌日から起算し、同法第142条の規定により、その期間の末日が行政機関等の休日に当たる場合は、その翌日をもって期間が満了することになるところ、これと異なる方法を条例で規定することはできないとされています。

そのため、この条例では、利用者の利便性を考慮し、開示決定までの期間については、現在の取扱いと同様に請求日を含めて15日とするため、開示請求があった日から14日以内とし、延長期間は改正法の規定どおり30日とします。

8 開示決定等の期限の特例

開示請求があった保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から延長期間を含めた44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、実施機関は、開示請求対象の保有個人情報のうちの相当の部分について当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りることを規定します。この場合に、実施機関は、延長の期間内に、開示請求者に対して、次の事項を書面により通知しなければならないこととします。

- (1) 期限の特例を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

【市の考え方】

改正法では、保有個人情報の開示の請求があった日から決定までの期間を30日、期限の延長を30日とし、60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合に、開示請求があった保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りることとする開示決定等の特例を設けています。

この条例では、開示の請求があった日から決定までの期間を14日と短縮し、期限の延長を法のとおり30日とするため、44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合に対応するため、法と同様の特例を設けることとします。

9 理由付記等

- (1) 実施機関は、開示請求があった保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、書面によりその理由を示さなければならないことを規定します。
- (2) 実施機関は、保有個人情報の全部又は一部を開示しない場合に、その全部又は一部を開示できるようになることが明らかなきときは、その旨（開示できるようになる期日があらかじめ明示できるときは、その期日）を開示請求者に通知することを規定します。

【市の考え方】

現行条例では、開示請求があった保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示決定等の通知に、その理由を示さなければならないとしています。

改正法では、行政手続法第8条において、行政庁は、申請により求められた許可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならないとされていることから、全部又は一部を開示しない理由付記については、規定していません。不開示理由については、当然記載すべきものですが、この条例においても、改めて規定することとします。

また、一部開示又は不開示の決定の場合、現時点では不開示とする部分が、後日に開示できる場合があります。そのような場合は、現行条例では、その旨（開示できるようになる期日があらかじめ明示できるときは、その期日）を開示請求者に通知することができる規定を設けていますので、この条例にも現行条例と同様に規定します。

10 開示の際の本人確認

保有個人情報の開示を受ける者は、当該保有個人情報の本人であること（代理人による開示請求にあっては、代理人であること。）を示す書類を提示しなければならないことを規定します。

【市の考え方】

改正法では、開示請求をする際には、改正法第77条第2項及び同法施行令第22条により、本人であることを確認する書類により、本人確認をすることとしています。開示する際に、開示を受ける方がその保有個人情報の本人であることの確認方法についての規定はありません。

開示する際の本人確認は大変重要であり、厳格に行うべきことから、現行条例と同様に、本人であることを示す書類の提示を求めることとします。

11 訂正請求及び利用停止請求の特例

自己を本人とする保有個人情報の訂正又は利用停止の請求をしようとする者が、保有個人情報が記録されている行政文書等を特定している場合は、開示決定に基づき開示を受けていなくとも、訂正請求及び利用停止請求ができるものとすることを規定します。

【市の考え方】

改正法では、訂正請求及び利用停止請求について、対象となる保有個人情報の範囲を明確にし、制度の安定的な運用を図るため、保有個人情報の開示を前提とし、開示を受けた日から90日以内にしなければならないとされています。

現行条例では、必ずしも保有個人情報の開示を前提としていません。請求者が既に、訂正請求又は利用停止請求をするに当たり、保有個人情報を含む行政文書等を特定していることも考えられます。改正法に開示請求前置が設けられた趣旨を踏まえ、原則は改正法どおりの運用を行うこととしますが、請求者の利便性を考慮し、請求対象となる保有個人情報を含む行政文書等が特定されている場合は、開示請求を経ずに訂正請求及び利用停止請求ができることとします。

12 訂正決定等の期限

(1) 訂正決定等の期限

ア 訂正決定等は、訂正請求があった日から14日以内にしなければならないことを規定します。ただし、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しないこととします。

イ 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、アに規定する期間を30日以内に限り延長することができることを規定します。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならないこととします。

(2) 訂正決定等の期限の特例

実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要するきは、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りることを規定します。この場合に、実施機関は、訂正請求があった日から14日以内に、訂正請求者に対して、次の事項を書面により通知しなければならないこととします。

ア 期限の特例を適用する旨及びその理由

イ 訂正決定等をする期限

【市の考え方】

現行条例では、開示請求と同様に、保有個人情報の訂正については、請求から決定までの期間は訂正請求日から起算して15日とし、事務処理上困難な場合などは45日延長できることとしています。

改正法では、保有個人情報の訂正の請求から決定までの期間を30日、期限の延長を30日とし、条例で定めるところにより期間を短縮することはできますが、延ばすことはできないこととされています。

また、期間計算の方法については、開示請求と同様に、民法第140条の規定に基づき、「開示請求があった日」の翌日から起算することとなります。

この条例では、利用者の利便性を考慮し、訂正決定等までの期間は請求日から起算する現行条例の運用と変わらないよう、訂正請求があった日から14日以内とし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときの延長期間については、改正法どおりの30日以内とします。

訂正決定等に特に長期間を要する場合の期限の特例については、この条例で独自の決定期限を定めるため、改正法と同様の規定になりますが、開示決定等の場合と同じく規定を設けます。

13 利用停止決定等の期限

(1) 利用停止決定等の期限

ア 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から14日以内にしなければならないことを規定します。ただし、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しないこととします。

イ 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、アに規定する期間を30日以内に限り延長することができることを規定します。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならないこととします。

(2) 利用停止決定等の期限の特例

実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要するときは、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りることを規定します。この場合に、実施機関は、利用停止請求があった日から14日以内に、利用停止請求者に対して、次の事項を書面により通知しなければならないこととします。

ア 期限の特例を適用する旨及びその理由

イ 利用停止決定等をする期限

【市の考え方】

現行条例では、開示請求と同様に、保有個人情報の利用停止については、請求から決定までの期間は訂正請求日から起算して15日とし、事務処理上困難な場合などは45日延長できることとしています。

改正法では、保有個人情報の利用停止の請求から決定等までの期間を30日、期限の延長を30日とし、条例で定めるところにより期間を短縮することはできますが、延ばすことはできないこととされています。

また、期間計算の方法については、開示請求と同様に、民法第140条の規定に基づき、「開示請求があった日」の翌日から起算することとなります。

この条例では、利用者の利便性を考慮し、利用停止決定等までの期間は請求日から起算する現行条例の運用と変わらないよう、利用停止請求があった日から14日以内とし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときの延長期間については、改正法どおりの30日以内とします

利用停止決定等に特に長期間を要する場合の期限の特例については、この条例で独自の決定期限を定めるため、改正法と同様の規定になりますが、開示決定等の場合と同じく規定を設けます。

14 個人情報保護審査会への諮問

実施機関は、個人情報保護制度の適正な運用に必要な施策を講ずる場合等において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要なときは、厚木市個人情報保護審査会条例に基づき設置する厚木市個人情報保護審査会に諮問することができることを規定しま

【市の考え方】

改正法第129条では、地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、改正法第3章第3節の施策（保有個人情報の適正な取扱いを確保するための施策）を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができるかとされています。

本市では、個人情報の適正な取扱いを確保するため、これまでも現行条例に基づき設置された厚木市個人情報保護審査会に必要な応じて意見を求めてきました。今後においても、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要となる場合に備え、この条例とは別に制定する厚木市個人情報保護審査会条例に基づき設置する厚木市個人情報保護審査会に諮問することができることとします。

15 運用状況の公表

市長は、毎年、実施機関による個人情報保護制度の運用状況について、公表することを規定します。

【市の考え方】

現行条例では、毎年、条例の運用状況を公表することを規定しています。

個人情報保護制度の公正な運営を確保するため、この条例においても、同様の運用をしていくこととします。

16 施行期日等

(1) 施行期日

この条例の施行日を令和 5 年 4 月 1 日とすることを規定します。

(2) 厚木市個人情報保護条例の廃止

この条例の施行に伴い、現行の厚木市個人情報保護条例を廃止することを規定します。

(3) 経過措置

この条例の施行に伴い、現行の厚木市個人情報保護条例の規定の適用関係に関する経過措置を規定します。

III 他の条例等の整備

1 厚木市個人情報保護審査会条例の制定

保有個人情報の開示、訂正、利用停止決定等に対する審査請求について調査審議する機関として、行政不服審査法第81条第1項の規定に基づき、厚木市個人情報保護審査会を設置するため、厚木市個人情報審査会条例を制定します。厚木市個人情報保護審査会条例には、この審査会の組織及び運営に関する事項を規定します。

また、実施機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要なときに、厚木市個人情報保護審査会に意見を求めることができることとします。

審査請求に係る審査については、高度な専門的知見が求められますので、審査会内に部会を設置し、対応することとします。

名 称	厚木市個人情報保護審査会
設置目的	諮問に応じ審査請求等について調査審議するため
所掌事項	審査請求について調査審議すること。 個人情報保護制度の適正な運用について実施機関に意見を述べること。
構 成	委員5人以内
委 員	公募の市民 個人情報保護制度に関し優れた識見を有する者
任 期 等	2年（補欠の委員の任期は、前任者の残任期間）。再任可
部会の設置	審査請求について調査審議するため、会長が指名する委員で組織する部会を設置することができることとします。
そ の 他	委員には、守秘義務があります。 守秘義務違反（市外含む。）に対する罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）を規定します。

2 厚木市情報公開条例の改正

行政文書の情報公開決定等に係る審査請求について諮問するための附属機関として厚木市情報公開条例に基づき設置している情報公開審査会も、個人情報保護審査会と同様に審査請求について調査審議するため、会長が指名する委員で組織する部会を設置することができることとする改正をします。

また、実施機関については、厚木市個人情報保護条例に合わせて、消防長を加えることとする改正をします。

3 規則で定める事項

改正法施行令では、開示請求の決定により写しの送付に要する費用について、地方公共団体の規則で定める方法で納付することとされました。本市では、郵送料は切手による支払としているため、規則で同様の方法とすることを規定します。

そのほか、改正法の趣旨に反しない範囲で、現行の規則に規定されている手続等について規定する厚木市個人情報保護条例施行規則を制定する予定です。

4 関係する規則や規程の廃止・制定

現行条例を廃止するため、現行条例に基づいて制定されている厚木市個人情報保護条例施行規則、厚木市個人情報保護審査会規則のほか、現行条例における各実施機関が制定している個人情報保護条例施行規則、個人情報保護条例施行規程を廃止し、この条例による実施機関については、改正法に基づいた個人情報の運用をしていくため、この条例に基づいて制定する厚木市個人情報保護条例施行規則の例によるものとする内容の規則や規程を制定します。

IV その他条例や規則で定めない事項について

1 条例要配慮個人情報について

改正法では、地域の特性に応じた要配慮個人情報（人種、信条、社会的身分、病歴など）を条例で定めることができるとされました（条例要配慮個人情報）が、本市の要配慮個人情報の内容は、改正法と同一であり、また、本市において条例要配慮個人情報を規定すべき特別な事情はありません。

2 情報公開条例の非公開情報との整合について

情報公開条例の非公開情報のうち、改正法には規定されていない事項については、条例で定めることができるとされましたが、厚木市情報公開条例に定める非公開情報は、改正法の不開示情報の規定において網羅されていることから、この条例に定めるべき非公開情報はありません。

3 行政機関等匿名加工情報の提案募集に係る手数料について

民間事業者からの提案に応じて行政機関等匿名加工情報を提供することにより、新たな事業やサービスの創出につながることが期待され、個人情報の利活用を促進しようとするために提案制度が設けられましたが、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体等については、当分の間、実施は任意とされています。

匿名加工情報の作成には、高度な安全管理措置を講ずる必要があります。提案募集制度の導入については、慎重な検討を要しますので、この条例施行時には、行政機関等匿名加工情報の提案募集制度の導入は見送ります。そのため、この条例には、提案募集に係る手数料は規定しないこととします。

4 口頭による開示請求について

現行条例では、開示請求は原則書面によることとし、実施機関があらかじめ定めた保有個人情報については口頭による請求ができる旨の特例を規定していますが、改正法では、開示請求の方法について、書面によることとされ、口頭による請求は認められないこととされましたので、この条例には口頭による請求について規定しないこととします。

5 死者に関する情報について

現行条例では、一定の条件の下、死者を本人とする保有個人情報の開示を請求できる規定を設けていますが、改正法では、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合に、当該生存する個人に関する情報として開示請求の対象とされました。そのため、死者のみの情報については、改正法に基づく開示請求等の対象外となりましたので、この条例には、死者に関する情報については規定しないこととしますが、死者を本人とする情報を必要とする方に対しましては、今後も現行条例に準じた取扱いをしていくため、別に制度を設けることも検討しています。